

金融庁



番号	制度名
金融庁	
金融01	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化
金融02	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外
金融03	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
金融04	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
金融05	投資法人等に係る導管性要件等の見直し
金融06	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長
金融07	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充
金融08	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
金融09	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
    - ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定する必要がある。
      - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社債的受益権の発行額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

【過去の実績】

    - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

      - ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

【将来の見込み】

    - ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

      - ⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
    - ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合

には本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
本租税特別措置等の実質的な施行から1年5か月しか経過しておらず、発行への地ならしは未だ完了していないため、目標は達成されていない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等の実質的な施行から1年5か月しか経過しておらず、発行への地ならしは未だ完了していないため、適用実績はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用実績はないが、本租税特別措置等の実質的な施行から1年5か月しか経過しておらず、発行への地ならしは未だ完了していないという事情によるものであり、想定外に僅少ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化 (国税3)(法人税:義)
2	要望の内容	日本版スクーク、すなわち資産流動化法上の特定目的信託が発行する社債的受益権(以下「社債的受益権」という。)について時限的に講じられている以下の措置を恒久化すること。 1. 信託財産の買戻しに係る登録免許税の非課税。 2. 海外投資家が受ける社債的受益権の配当(収益の分配)の非課税。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度改正において、社債的受益権の配当等の課税の特例(租税特別措置法第5条の3)及び特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税の特例(租税特別措置法第83条の3)が新設された。 平成25年度改正において、社債的受益権の配当等の課税の特例は3年間期限が延長された。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備し、アジアの一大金融センターとしての「新金融立国」を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。  《政策目的の根拠》 日本再興戦略-Japan is back-(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋) 「アジアの成長も取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を図ること等により、アジア No.1 の金融・資本市場の構築を目指す。」
		②: 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ-1 市場インフラの構築のための制度・環境整備
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社債的受益権の発行額  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置がなければ、イスラム発行体及び投資家の我が国の金融・資本市場における資金調達又は投資の意欲が生じないと考えられる。

8	有効性等	①: 適用数等	宗教上の理由から金利の受領が禁止されているイスラム投資家及び金利の支払が禁止されているイスラム発行体、並びにこれらの主体との間で資金調達・運用を行いたい我が国の発行体及び投資家によって活用されることが見込まれる。
		②: 減収額	-
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年8月~平成25年8月) 我が国の金融・資本市場は、イスラム・マネーを全く呼び込めていない状況である。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年8月~平成25年8月) 平成23年11月の本措置の施行を受けて、証券保管振替機構において業務取扱要領が整備され、平成24年4月1日から施行されたところ、当該施行により日本版スクークが実務上発行可能となってから未だ1年4ヶ月しか経過しておらず、潜在的な発行体及び投資家のいずれにおいても、発行及び投資への地ならしは未だ完了していないため、発行実績は上がっていないところである。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年8月~平成25年8月) 本措置がなければ、イスラム発行体及び投資家の我が国の金融・資本市場における資金調達又は投資の意欲が生じないため、イスラム・マネーを呼び込むことはできないと考えられる。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年8月~平成25年8月) 税収減は生じないと考えられる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	振替社債等の利子の課税の特例(租税特別措置法5条の3)と平仄を合わせた措置であり、妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解	平成23年度税制改正要望をとりまとめるにあたり、証券税制のあり方について検討を行うために設置された、大臣政務官を座長とする金融税制研究会(平成22年5月から7月にかけて開催)において、イスラム債の配当を利子並みに扱うなどの対応策を講じるべきといった、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境整備の必要性が指摘されている。	

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月
----	--------------------	-------------

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報と把握されている適用数等がかい離している場合は、その原因を分析し、説明する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかがい離している場合には、かき離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
- 政策目的の位置付けは、保険業法第1条「この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」の目的規定に沿った次の各条項に基づいている。同法第116条においては「保険会社は毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。」とされており、積立勘定に属する保険契約の責任準備金は保険業法施行規則第70条第1項第3号及び第4項に基づき計算されることとなる。
- 具体的な責任準備金の算出方法については同法第4条第2項第4号の「保険料及び責任準備金の算出方法書」に記載され、保険会社の免許取得時（同法第4条）や新たな保険商品を開発する際に認可が必要（同法第123条）となる。当該算出方法書の審査基準である同法第5条第4号ハに基づく同規則第12条第1号において「契約者価額（同規則第10条第3号に規定）の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。」となっており、これらの規定に基づき、積立保険を引受けている各損害保険会社は同第30条の3（株式会社は同規則第63条で準用）によって積立勘定を設置しているものである。
- 積立勘定の設置目的は「公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産をその他の財産と分別して運用するため」であり、各損害保険会社はこの規定の主旨に従い、積立勘定を管理運用しているものの、保険会社の業務運営とは関係のない外部要因である課税方法が負債利子控除制度の目的を逸脱した不合理なものになれば、結果的に契約者への公正かつ衡平な満期返戻金等の支払に支障が生じるため、現行の取扱いを継続するよう損害保険業界は要望しており、その具体的な要望内容も課税目的の主旨から租税特別措置ではなく法人税法本則で恒久的に措置すべきであるとしている。
- 当庁としても損害保険業界の要望は課税制度の適正化を保ち、保険契約者への適正な保険金給付を確保し、保険契約者の保護を図るという保険業法の目的に合致した内容であり、保険契約者が安心して金融サービスを受けられる環境整備を図るという政策目的にも合致していることから継続的に省庁要望として取り上げているところである。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
- 本措置により適正な課税ベースを確保するという政策目標は達成されており、結果として保険契約者に給付すべき適正な保険金等の額である積立保険に係る払戻積立金及び契約者配当準備金の合計額は平成24年度末で6.6兆円となっている。しかしながら、本措置は本来的には恒久化を措置すべき性質のものであり、引き続き措置の延長を要望するものである。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 平成20年度から24年度までの適用件数は下記のとおりである。
- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 20年度（国内12社、外国3社） | 21年度（国内13社、外国3社） |
| 22年度（国内11社、外国3社） | 23年度（国内10社、外国3社） |

24年度（国内11社、外国3社）

（日本損害保険協会 算定）

「租特透明化法に基づく適用実態調査の結果に関する報告」  
措置名：損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例  
根拠条文：67条の7、68条の104

適用件数：23件 適用総額1,116億円

本調査は平成23年度までの単年度調査であり、定量的に正確な分析を行うために20年度から継続した適用総額の集計を行っている日本損害保険協会算定の計数を使用した。

なお、前回要望時（平成21年度税制改正要望）は、適用実績等の予測を行っていない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 適用会社数は上記④のとおりであるが、所期の想定（国内損保会社の適用社数、適用割合及び国内損保会社数）については、制度開始当初の平成14年度に積立保険を引き受けていた14社、56%（25社中）と想定しており、その後の適用社数等の推移については、20年度12社、46%（26社中）、21年度13社、48%（27社中）、22年度11社、42%（26社中）、23年度10社、38%（26社中）、24年度11社、42%（26社中）であり、適用社数が想定外に僅少、又は想定外に偏っていないことは明らかである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 分析対象期間分の適用数については、積立保険を引き受けている損害保険会社が対象であるが、国内損保会社の適用社数は本措置導入の平成14年度の14社から24年度11社（合併を含む）とあまり変わっていないことから、これを踏まえると、今後も新たな算入あるいは撤退の動きはないものと想定されることから、大きな変化は生じないと推測される。なお、適用額（日本損害保険協会算定の特別利子）は取扱会社がほぼ変わらない中、平成20年度から5年間で毎年50億円程度減少していることから、24年度の1,435億円から同程度減少すると見込まれる。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 減収見込みについては、日本損害保険協会算定の減収額を記載しており、計算式等については別紙のとおりである。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 上記⑥で記載のとおり適用数が大きく変わることがないと見込まれるため、別紙により算定した平成24年度減収額の実績とほぼ変わらない額（30億円前後）と推測される。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
- 上記②で記載のとおり本措置により適正な課税ベースを確保するという政策目標は達成しており、その効果として平成24年度末で払戻積立金等（6.6兆円）が積み立てられている（推移は事前評価書8-②のとおり）。
- また、上記⑥で記載のとおり将来も適用社数が大きく変わることがないと見込まれる中、本措置による効果も事前評価書8-③記載の平成24年度払戻積立金等（約6兆円程度）の責任準備金に対する割合（40%）から大きく変わることはないと思込まれる。

【金融02】

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

過去の減収額は平成20年度50.4億円、21年度47.9億円、22年度34.6億円、23年度37.9億円、24年度31億円である。

減収に対する効果として、当該減収額によって契約者に給付すべき適正な金額を表す保険等払戻積立金等の積立状況及び責任準備金に対する割合は、平成20年度8.3兆円（42%）、21年度7.8兆円（42%）、22年度7.3兆円（41%）、23年度7兆円（42%）、24年6.6兆円（40%）となっている。

これにより国民の資産形成に寄与するとともに将来保険金等が支払われる際の税収（一時所得）の確保にもつながっている。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

上記⑧及び⑩で記載のとおり将来は税収減としては30億円前後、効果としての払戻積立金等の積立状況及び責任準備金に対する割合は6兆円（40%）程度と推計される。

これにより国民の資産形成に寄与するとともに将来保険金等が支払われる際の税収（一時所得）の確保にもつながると見込まれる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、課税ベースの適正化のため恒久化すべき税制上の措置を税特別措置法により対応しているものであり、補助金や規制等の手段で解決すべきものではない。

別紙

日本損害保険協会算出

特別利子減収額の推移

単位：億円

	減収額		
		法人税	法人住民税
20年度実績	△ 50	△ 41	△ 8
21年度実績	△ 47	△ 39	△ 8
22年度実績	△ 34	△ 28	△ 5
23年度実績	△ 37	△ 31	△ 6
24年度実績	△ 31	△ 26	△ 4

【減収額の計算根拠】

「(1)特別利子の租税措置が延長されなかった場合の『受取配当等の益金不算入額』」から、「(2)平成24年度の『受取配当等の益金不算入額』」を控除し（詳細は以下のとおり）、減収する所得額を計算。当該減収所得額に損保協会加盟会社の全社実効税率を乗じて「減収額」を算出した。

- (1) 損保協会加盟会社の平成24年度申告書「受取配当等の益金不算入に関する明細書 別表8（1）（以下「別表8（1）」という。）」5欄および8欄を次の数値に置き換え、それ以外の1欄～13欄の集計値を算出し、当該集計値より特別利子の租税措置が延長されなかった場合の「受取配当等の益金不算入額」を算出した。

- ・別表8（1）5欄の「特別利子の額」を0に置き換え（特別利子が認められなくなることから。）
- ・別表8（1）8欄の「総資産価額」を「総資産価額」+「特別利子の元本の負債額等」に置き換え（特別利子制度が認められなくなる場合、積立勘定を株式等で運用している勘定と合算して総資産とするため。）

- (2) 損保協会加盟会社の平成24年度申告書「別表8（1）」1欄～13欄の集計値を算出し、当該集計値より「受取配当等の益金不算入額」を算出した。

※別表8（1）については、損害保険会社各社が税務当局へ提出している申告書類である。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度: 法人名

別表八(一)

平成二十三年六月三十日以後終了事業年度分

Table with columns for '当年度実績により負債利子等の額を計算する場合' and '基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合'. Rows include items like '完全子法人株式等に係る受取配当等の額' and '受取配当等の額'.

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

Table for '当年度実績による場合の総資産価額等の計算' with columns for '区分', '総資産の帳簿価額', '連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等', '総資産価額', '期末関係法人株式等の帳簿価額', '期末その他株式等の帳簿価額', '受取配当等の額から控除する負債利子等の額'.

受取配当等の額の明細

Table for '受取配当等の額の明細' with columns for '完全子法人株式等' and '関係法人株式等'. Rows include '法人名', '本店の所在地', '受取配当等の額の計算期間', '受取配当等の額'.

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

Table for '租税特別措置等に係る政策の事前評価書' with columns for '政策評価の対象とした租税特別措置等の名称', '要望の内容', '担当部局', '評価実施時期', '租税特別措置等の創設年度及び改正経緯', '適用又は延長期間', '必要性等'. Includes detailed text about tax measures and policy goals.

御注意

2 1

「31」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記載に係る積立金の額を含めます。「41」欄は、証券投資信託公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨債等証券投資信託を除きます。の収益の分配については、「40」欄の証券投資信託の区分に応じ、その収入額の100%、50%、100%（1-1）又は25%（1-4）に相当する金額を記載します。

		け																											
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害保険会社の積立勘定(その運用が株式等でないものに限る。)から支払われる利子について、特別利子として取り扱い、負債利子控除の対象から除外し、課税ベースの適切性を確保する。また、積立保険は他の金融商品で代替することが難しいことから、不公平な課税ベースとならないことにより、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>払戻積立金等の推移</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により適正な課税ベースとなり、契約者配当の原資となる税引き後運用益が減少せず、公平な商品性が確保され利用者が安心して金融サービスを受けるための環境整備に寄与している。</p>																										
8	有効性等	① 適用数等	<p>14社(国内損保会社11社、外国損保会社3社) ※外国損保会社3社の積立保険の取扱いは少額なため、政策目標の達成状況や適用実績、適用効果に係る計数集計対象は国内損保会社のみとする。</p>																										
		② 減収額	<p>本措置における特別利子及び減収額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">特別利子</th> <th colspan="2">減収額</th> </tr> <tr> <th>(国税)</th> <th>(地方税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,726億円</td> <td>50.4億円</td> <td>41.9億円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,669億円</td> <td>47.9億円</td> <td>39.7億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,603億円</td> <td>34.6億円</td> <td>28.7億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,532億円</td> <td>37.9億円</td> <td>31.5億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,435億円</td> <td>31.0億円</td> <td>26.1億円</td> </tr> </tbody> </table>		特別利子	減収額		(国税)	(地方税)	平成20年度	1,726億円	50.4億円	41.9億円	平成21年度	1,669億円	47.9億円	39.7億円	平成22年度	1,603億円	34.6億円	28.7億円	平成23年度	1,532億円	37.9億円	31.5億円	平成24年度	1,435億円	31.0億円	26.1億円
	特別利子	減収額																											
		(国税)	(地方税)																										
平成20年度	1,726億円	50.4億円	41.9億円																										
平成21年度	1,669億円	47.9億円	39.7億円																										
平成22年度	1,603億円	34.6億円	28.7億円																										
平成23年度	1,532億円	37.9億円	31.5億円																										
平成24年度	1,435億円	31.0億円	26.1億円																										
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度)</p> <p>措置がとられていることにより、課税ベースの適正化が図られている。但し、本措置は本来的には恒久化を措置すべき性質のものである。 損害保険会社における責任準備金のうち積立保険に係る払戻積立金及び契約者配当準備金の合計額は約6.6兆円となっており、責任準備金全体に占める割合も、4割と高い割合で推移している。</p> <p>払戻積立金等(責任準備金に対する割合)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>払戻積立金等</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>83,025億円</td> <td>42.6%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>78,792億円</td> <td>41.6%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>73,988億円</td> <td>40.6%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>70,707億円</td> <td>41.8%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>66,176億円</td> <td>40.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～24年度)</p>		払戻積立金等	割合	平成20年度	83,025億円	42.6%	平成21年度	78,792億円	41.6%	平成22年度	73,988億円	40.6%	平成23年度	70,707億円	41.8%	平成24年度	66,176億円	40.4%								
	払戻積立金等	割合																											
平成20年度	83,025億円	42.6%																											
平成21年度	78,792億円	41.6%																											
平成22年度	73,988億円	40.6%																											
平成23年度	70,707億円	41.8%																											
平成24年度	66,176億円	40.4%																											

			<p>積立勘定に係る支払利息(特別利子)は1,435億円となっており、当該利子が負債利子から控除されていることにより、課税ベースの適正化が図られ、予定利率や契約者配当金が適正となることにより商品の公平性が確保されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度)</p> <p>平成20年度に比べて減少傾向ではあるもの、元受保険料に占める積立保険料の割合は6.2%と利用者からのニーズは依然として高い。こうした中、延長されず特別利子が認められなかった場合、課税額は31億円(24年度)増えることとなり、他の商品への代替が難しい中、本商品のみ不公平な運用結果となることから、利用者に不利益を及ぼすこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度)</p> <p>積立保険は、低金利の状況下にあるため、販売が伸び悩んでいるものの商品の特性から他の金融商品で代替することは難しい。このため、損害保険会社の元受保険料の6%程度を占め、また、払戻積立金等は約6.6兆円で総資産の約1/4となっているなど利用者からのニーズは高い水準を保っている。</p> <p>○元受保険料に占める割合 単位:億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元受保険料</th> <th>積立保険料</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>79,801</td> <td>6,763</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>77,837</td> <td>5,903</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>77,478</td> <td>5,728</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>79,922</td> <td>5,760</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>81,922</td> <td>5,091</td> <td>6.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資産に占める割合 単位:億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総資産</th> <th>払戻積立金等</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>299,411</td> <td>83,025</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>314,955</td> <td>78,792</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>296,733</td> <td>73,988</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>279,958</td> <td>70,707</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>284,597</td> <td>66,176</td> <td>23.3</td> </tr> </tbody> </table>		元受保険料	積立保険料	割合(%)	平成20年度	79,801	6,763	8.5	平成21年度	77,837	5,903	7.6	平成22年度	77,478	5,728	7.4	平成23年度	79,922	5,760	7.2	平成24年度	81,922	5,091	6.2		総資産	払戻積立金等	割合(%)	平成20年度	299,411	83,025	27.7	平成21年度	314,955	78,792	25.0	平成22年度	296,733	73,988	24.9	平成23年度	279,958	70,707	25.3	平成24年度	284,597	66,176	23.3
	元受保険料	積立保険料	割合(%)																																																
平成20年度	79,801	6,763	8.5																																																
平成21年度	77,837	5,903	7.6																																																
平成22年度	77,478	5,728	7.4																																																
平成23年度	79,922	5,760	7.2																																																
平成24年度	81,922	5,091	6.2																																																
	総資産	払戻積立金等	割合(%)																																																
平成20年度	299,411	83,025	27.7																																																
平成21年度	314,955	78,792	25.0																																																
平成22年度	296,733	73,988	24.9																																																
平成23年度	279,958	70,707	25.3																																																
平成24年度	284,597	66,176	23.3																																																
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>損害保険会社の積立保険の保険料を管理・運用する「積立勘定のうち株式等以外の運用に制限された積立勘定」から支払われる利子については、他の支払利子と異なり、運用対象資産を株式以外とするよう明確に限定していることから、株式の取得に充てられた負債の利子でないことが明らかである。</p> <p>したがって、当該利子を特別利子として取り扱い負債利子控除の対象から除外することにより適正な課税ベースとなり、利用者が安心して金融サービスを受けるための環境が整備されることから本措置は妥当である。</p>																																																

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	府省名	金融庁
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

    - 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

    - 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
 前回要望時の目標は、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、金融システムを安定させることである。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 適用総額の計算に当たっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報を基に、「承継銀行等に係る資本割の特例措置」（地方税法附則第9条第2項）における法人事業税（資本割）の課税標準（資本金等の額）210,120百万円を適用額として活用している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 減収額の計算に当たっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報を基に、「承継銀行等に係る資本割の特例措置」（地方税法附則第9条第2項）における課税標準（資本金等の額）210,120百万円を適用額として活用している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 本特例措置の適用総額×法人事業税（資本割）税率  
 10,000百万円×0.21%=21百万円  
 10,000百万円：資本金等の額（12,000百万円）－特例措置適用後の課税標準（2,000百万円）  
 0.21%：東京都適用税率

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長 (地方税15)(法人事業税:義)
2	要望の内容	承継銀行及び協定銀行（以下「承継銀行等」という。）については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみならず資本割の特例措置が講ぜられており、引き続き当該措置の延長（当分の間）を要望する。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用機構企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 協定銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成16年度 承継銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成21年度 協定銀行に係る資本割の特例措置の延長（5年間） 平成21年度 承継銀行に係る資本割の特例措置の延長（5年間） ※ 本年の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を一つにまとめて要望している。
6	適用又は延長期間	当分の間の延長とする
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者保護、信用秩序の維持を目的とするものである。 ----- 《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置並びに金融危機への対応の措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 承継銀行等が法人事業税に係る資本割の特例による税負担の軽減を受

			<p>け、平時より安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻処理時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。</p>												
8	有効性等	① 適用数等	<p>【承継銀行】 平成16年度から平成22年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に1.2億円(資本金等の額(21.2億円)-課税標準(20億円)である。 なお、承継銀行については平成25年8月現在において存在しない。しかし、承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性がある。</p> <p>【協定銀行】 平成16年度から平成23年度までは整理回収機構が適用を受けている。同年度までの適用総額は各年度毎に2,100億円(資本金等の額(2,120億円)-課税標準(20億円)である。平成24年度についての適用総額は100億円(資本金等の額(120億円)-課税標準(20億円)(※)である。 将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みであり、適用総額は100億円となる見込み。なお、適用総額について、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。 ※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成24年6月に預金保険機構からの出資金(2,000億円)の減資を行ったことに伴い、2,120億円から減額されたもの。</p>												
		② 減収額	<table border="0"> <tr> <td>【承継銀行】</td> <td>【協定銀行】</td> </tr> <tr> <td>平成20年度 0.2百万円</td> <td>平成21年度 319百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度 0.2百万円</td> <td>平成22年度 320百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度 0.2百万円</td> <td>平成23年度 323百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成24年度 20百万円※</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成25年度 21百万円※</td> </tr> </table> <p>承継銀行は、金融機関からの業務承継のため承継銀行を活用する必要がある場合には内閣総理大臣の決定により預金保険機構により設立される可能性がある。 協定銀行は、将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みであり、減収額も21百万円前後になる見込み。なお、減収額は、将来的には業務の追加に伴い増資により増額される可能性がある。 ※ 住専処理の完了に伴う住専勘定の廃止により、平成24年6月に預金保険機構からの出資金(2,000億円)の減資を行ったことに伴い、2,120億円から減額されたもの。</p>	【承継銀行】	【協定銀行】	平成20年度 0.2百万円	平成21年度 319百万円	平成21年度 0.2百万円	平成22年度 320百万円	平成22年度 0.2百万円	平成23年度 323百万円		平成24年度 20百万円※		平成25年度 21百万円※
【承継銀行】	【協定銀行】														
平成20年度 0.2百万円	平成21年度 319百万円														
平成21年度 0.2百万円	平成22年度 320百万円														
平成22年度 0.2百万円	平成23年度 323百万円														
	平成24年度 20百万円※														
	平成25年度 21百万円※														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 承継銀行等が法人事業税に係る資本割の特例を受けることで平時より安定的な財産基盤の確保を通じた円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者保護、信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 承継銀行等が法人事業税に係る資本割の特例による税負担軽減により、安定的な財産的基盤を確保でき、金融機関破綻時において迅速かつ円滑に破綻処理等を行う態勢整備が確保されている。</p>												

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 特別措置が延長されず課税された場合、金融機関破綻時において税負担のため財産基盤が不安定となり、円滑な破綻処理を行うための態勢が維持できず、預金者保護及び信用秩序の維持が困難となる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 承継銀行等については、資本割の特例による税負担軽減(21百万円)により、安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、信用秩序の維持、預金者保護が図られている。将来的にも同様である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。また、協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。 本措置は、承継銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護、信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。 なお、承継銀行等は、銀行法に基づく免許を受けた銀行として、同法に基づく業務を行う法人であるとともに、預金保険法等に基づき公的使命を負って限定的な業務を行う法人としての二重の性格を有している。そのため、他の政策手段(補助金の交付や規制)により目的を達成することは困難である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>承継銀行等に対する事業税に係る資本割の税負担軽減の特例措置の延長を行うことで、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定性に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	府省名	金融庁
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため（＜点検結果表の別紙＞②参照）、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

    - 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

    - 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
 前回要望時の目標は、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進め、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の安定的な業務運営基盤を確保することである。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 適用総額の計算に当たっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報を基に、「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」（地方税法附則第9条第3項）及び法人事業税（資本割）の課税標準（資本金等の額）27,478,679千円を適用額として用いた。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 上記④のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 減収額の計算に当たっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報を基に、「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」（地方税法附則第9条第3項）及び法人事業税（資本割）の課税標準（資本金等の額）27,478,679千円を適用額として用いた。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 本特例措置の適用総額×法人事業税（資本割）税率  
 $27,478 \text{ 百万円} \times 0.21\% \text{※} = 57 \text{ 百万円}$   
 $27,478 \text{ 百万円} : \text{資本金等の額} (28,478 \text{ 百万円}) - \text{特例措置適用後の課税標準} 1,000 \text{ 百万円}$   
 $0.21\% : \text{東京都適用税率}$
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 機構は、銀行等が保有する株式等の処分を補完するセーフティネットとしての高い公共性を有する唯一の機関であり、税負担による機構の安定的な業務運営基盤の確保への課題の対応のためには、本租税特別措置によることが適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長 (地方税16)(法人事業税:義)
2	要望の内容	銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする資本割の特例措置が講ぜられており、当該措置の当分の間の延長を要望するもの。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用機構企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成16年度 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置 創設 ・平成21年度 5年間の延長
6	適用又は延長期間	当分の間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進め、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の安定的な業務運営基盤を確保すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。

8	有効性等	① 適用数等	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても、機構のみが適用対象となる。
		② 減収額	本特例措置の創設以降、減収額は毎年度 57 百万円であり、今後においても、毎年度同額の減収が見込まれる。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。</p> <p>その結果、銀行等が保有する株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、機構は毎年度57百万円の税負担が軽減され、安定的な業務運営基盤の確保に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本特例措置が延長されなかった場合には、機構の業務運営に係る経費支出に制約が生じるなど、機構の安定的な業務運営基盤の確保に影響することが考えられ、その結果、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、毎年度 57 百万円の税収減が見込まれるものの、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等が保有する株式等の処分が円滑に行われることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認するような効果があるといえる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>機構の業務は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>このような業務は、機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることを踏まえると、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。</p> <p>その結果、銀行等が保有する株式等の処分が円滑に行われ、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることは、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（投資法人による合併実績）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せず、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「投資法人等の課税の特例がない場合、投資法人や特定目的会社を用いた不動産証券化市場が、存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、

分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
前回要望時の目標は、投資法人の圧縮記帳の適用実績。改正法は、平成25年4月以降開始事業年度が対象であるため、まだ適用は0件である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
適用金額は244,749百万円であり、また、相当多数の投資家に保有されており、適用に偏りがあるとは考えられない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人等に係る導管性要件等の見直し (国税 20) (法人税:義) (地方税 14) (法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	投資法人の利益超過分配等に関して、みなし配当の算出方法を変更すること。具体的には、税務上の利益積立金がある場合には、当該部分を優先的にみなし配当として取り扱うこと。また、投資法人同士の合併により「正ののれん」が生じた場合、減損損失に対する手当てと同様に、導管性要件の判定式の計算において、正ののれん償却額に係る法人税等相当額を控除する(拡充)。
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人等の税務上の安定性を確保し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備し、不動産証券化市場の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 経済財政運営と改革の基本方針について(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 「企業投資やリスクファイナンスを通じて新たな成長が生まれるよう、金融面の環境整備をすることが重要」 「民間の知恵や資金を活かした都市再生や公共交通の活性化を、不動産証券化等の手法を活用しつつ、多様な支援策を通じて推進する。」  日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等」  投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行

		われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第五号) (第 1 条)この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本拡充により、投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備すること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人による合併実績  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、投資法人等における税務上の安定性を強化や、投資法人間において合併が行うことができる環境等を整備することが不可欠である。
8	有効性等	① 適用数等 上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末)  なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。  ② 減収額 -  ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 25 年 3 月) リーマン・ショック等を乗り越え、不動産証券化市場が成長・活性化している。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 25 年 3 月) 投資法人等の課税の特例がない場合、投資法人や特定目的会社を用いた不動産証券化市場が、存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)  投資法人等における税務上の不安定さが残り、また、投資法人間における合併が制約されることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>税収減は生じないと考えられる。投資法人等の課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	税の安定性等の問題であるため、補助金で対応することは適当でなく、税による手当てを行うことが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	府省名	金融庁
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地域経済活性化支援機構による再生支援（決定）件数）は、企業再生税制や登録免許税の減免等、他の政策手段の効果や経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成23年度から25年度）の実績（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値を示して説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる」と政策目的が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
平成25年度の税制改正要望において、旧機構の改組に伴い当機構においても引き続き特例措置の適用が認められており、今回の要望は、期限が切れる当該措置を当機構が業務終了により解散するまで（最長で34年度まで）延長するもの。  
よって、今回の目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）は、当然に前回の目標と一致しており、当機構が業務完了により解散するまで（最長で平成34年度まで）継続して達成すべき目標である。
- ④⑥ 適用数等の実績把握及び将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 本件にかかる特例措置の要望事項は、「法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の延長」であり、これまでも年度ごとに特例措置を適用している（法人事業税の資本割という性格上、毎年度1回適用される）。
  - ・ 地方税法に基づき把握される情報により、地方税法附則第9条を根拠に18,129,800千円の適用を確認している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
毎年度1回適用されるものであるため、所期の想定とかい離していない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- ・ 過去の減収額は、平成23年度：15百万円、24年度：2百万円、25年度：19百万円。平成24年度の減収額については、個別支援先に対する貸付金・保証が株式に切り替わったため、減収額が小さくなっている。
  - ・ 各年度とも、資本割に係る特例措置がなかった場合における資本金額に税率を乗じて算定した額から、資本金の額を20億円とする特例措置を講じて算定した額を差し引き、算出した。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
同一の目的である他の措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長 (地 21)(法人事業税)  <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の延長(当機構の業務完了により解散するまでの期間(最長34年度まで))を要望するもの(地方税法第72条の12第1項第1号、地方税法附則第9条第11項)。
3	担当部局	金融庁 監督局総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	前身の企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、平成21年4月1日から旧機構の業務完了期限である26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に関して、現行の特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。 今回の要望は、実質的に1回目の延長要望である。
6	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成26年度～(最長)34年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受け、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。 平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた当該特例措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、その適用は平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限られている。今回延長の措置を講じることにより、当機構において、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化支援業務の遂行上必要不可欠である。  《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。

		このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 当機構による再生支援(決定)件数の増加  ・支援決定件数:(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
8	有効性等	① 適用数等 今後、当機構で見込まれる支援件数は約101件。  【算出方法】 ① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) ② 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、21件×4.8年=100.8件  ※ 当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの再生支援が見込まれる  【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6公表) ・DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件 ・当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件 計: 110件
	② 減収額	各年度44百万円の見込み。  【算出方法】 ① 特例措置適用前 資本金額 23,084,800,000円×税率(東京都)0.21%=48,478,080円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円×税率(東京都)0.21%= 4,200,000円

		③ ①-②=44,278,080 円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 当該特例措置は、旧機構及び当機構ともに、その業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金の全額が法人事業税の外形標準の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。 なお、東日本大震災事業者再生支援機構、整理回収機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本措置を講ずることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地方公共団体にとって必要な措置である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	今回が初めて

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	府省名	金融庁
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地域経済活性化支援機構による再生支援（決定）件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、企業再生税制について、平成22年度3社、23年度2社、24年度5社、登録免許税について、22年度2社、23年度6社、24年度1社と把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される支援対象の過去の実績から想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する」と政策目的が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する」と政策目的が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 平成25年度の税制改正要望において、旧機構の改組に伴い当機構においても引き続き特例措置の適用が認められており、今回の要望は、25年3月の機構法改正により新たな業務方法が追加されていることなどから、特例措置の一部拡充を要望するもの。
- 法改正により、新規業務も加えた上での今回の目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）は、当機構が業務完了により解散するまで（最長で平成34年度まで）継続して達成すべき目標である。（なお、昨年度の税制改正要望時の目標と今回の目標は同じ）
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 企業再生税制の旧機構2件、当機構4件及び登録免許税の旧機構7件の件数については、あくまでも本租税特別措置が認められていれば適用することができたであろう件数である。現在のところ、本租税特別措置は認められていないため、本スキームに係る過去の実績はない。
  - ・ これまでの租税特別措置の適用実績は以下のとおりである。
 

（企業再生税制）	平成22年度：3社（16,136百万円）
	23年度：2社（5,512百万円）
	24年度：5社（62,939百万円）
（登録免許税）	平成22年度：2社（11百万円）
	23年度：6社（21百万円）
	24年度：1社（1百万円）
  - ・ 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 事業者の事業再生・経営改善の状況は、経済環境等の予測不可能な事象により変わり得るものであり、当機構の支援方法・スキームも多様であることから、所期においても本租税特別措置に係る適用数等の想定は行っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 総支援件数を年間21件と試算しており、
- ・ 企業再生税制の各年度の適用見込件数は、 $21 \text{ 件} \times 57.1\% = 11 \text{ 件}$
  - ・ 登録免許税に係る措置の各年度の適用見込件数は、 $21 \text{ 件} \times 25.0\% = 5 \text{ 件}$
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充 (国 21) (法人税:義、登録免許税:外) (地 18) (法人住民税、事業税:義)  <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	1. 企業再生税制の適用の拡大 平成25年3月の機構法改正により、地域経済活性化支援機構(以下、「当機構」という。)が再生支援決定を行う際、関係金融機関等に対する買取申込み等の求め方の一つとして、新たに当機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行うことを求める方法が追加されたことから、当該方法により関係金融機関等からの同意を得た事業再生計画に従って金融機関等により債務免除等が行われた場合も、企業再生税制の対象とすること(法人税法第25条第3項、第33条第4項、第59条第2項)。  2. 登録免許税の減免または軽減措置の拡大 現状当機構に認められている登録免許税の非課税措置の適用要件については、当機構が債権買取により担保権を移転した場合に限定されているが、以下の場合にも適用要件を拡大すること(地域経済活性化支援機構法第60条)。 ① 債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の移転 ② (担保権の移転ではない)債権買取もしくは債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の抹消・再設定又は新規貸付による担保権の新規設定
3	担当部局	金融庁 監督局総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	1. 企業再生税制 ・平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・平成21年度:本措置の拡充を要望し認められた。 ・平成25年度:企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の改組に伴い、当機構においても引き続きその対象とすること及び適用要件の緩和を要望し認められた。  2. 登録免許税の非課税措置 ・平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・平成25年度:旧機構の改組に伴い、当機構においても引き続き非課税措置を認めること及び適用範囲の拡充を要望し認められた。
6	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成26年度～(最長)34年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な

		企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。 平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた企業再生税制の特例及び登録免許税の非課税措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、今回更に法改正による業務の拡充に併せて税制上の措置を拡充することにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
		《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。  このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 当機構による再生支援(決定)件数の増加  ・支援決定件数:(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
8	有効性等	① 適用数等 1. 企業再生税制について 上記「要望の内容1.」の機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行う場合に該当する見込み件数は58件。  【算出方法】 ① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月)  ② スポンサー案件等債権買取後、短期の処分が見込まれ債権者調整のみ

	<p>のニーズがあったと想定される件数 旧機構:2件(7.1%)、当機構:4件(57.1%) ※当機構への改組後、旧機構と比して債権者間調整のみを行うニーズが高まっている</p> <p>③ 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、21件×4.8年=100.8件 ※当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの案件の持込みが見込まれる。 【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6公表) ・DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件 ・当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件 計 : 110件</p> <p>④ ③×57.1%(※②より)=58件 (注)ただし、企業再生税制の適用が必要となる直接放棄案件だけではない。</p> <p>2. 登録免許税の減免または軽減について 上記「要望の内容2.」の①及び②に該当するスキームの見込み件数は25件以上</p> <p>【算出方法】 ① 旧機構において本スキームに該当した件数 : 7件(25.0%) ※今回の税制改正要望が認められた場合、本スキームの活用が大幅に増加することが見込まれる ② 今後、当機構で見込まれる支援決定件数 : 100.8件(※上記1.③より) ③ ②×25.0%(※①より)=25件</p>
③ 減収額	再生支援対象事業者の規模や財務状況により、債務免除益や資産評価損益、期限切れ欠損金の金額は大きく異なるほか、担保に供している不動産等の数も異なることから、減収見込み額を算出することは困難。
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する円滑な支援が実施されず、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化が進まない恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税制上の所要の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 税制上の所要の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 平成24年度補正予算において、改正法に基づく地域経済活性化事業等のための預金保険機構への出資金30億円を措置しているが、あくまで当機構が地域活性化ファンド及び事業再生ファンドの運営に地域金融機関とともに参加する際に必要となる出資に係る措置である。 一方、当該要望は、支援機関を通じて当機構の財産基盤を維持しつつ、当機構が直接行う再生支援に関する要望のため、予め予算措置によって代替することは不可能である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 税制上の所要の措置を講ずることにより、企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとって必要な措置である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	今回が初めて

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑥参照）、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数（加入者数）の将来予測は以下のとおり（過去の実績を基に回帰分析により、以下のとおり将来予測）。

厚生年金基金

平成24年度末	560件（426万人）
平成25年度末	546件（405万人）（推計値）
平成26年度末	533件（392万人）（推計値）

確定給付企業年金

平成24年度末	14,695件（796万人）
平成25年度末	16,266件（879万人）（推計値）
平成26年度末	17,931件（931万人）（推計値）

確定拠出年金（企業型）

平成24年度末	4,247件（439万人）
平成25年度末	4,565件（468万人）（推計値）
平成26年度末	4,808件（491万人）（推計値）

確定拠出年金（個人型）

平成24年度末	16万人
平成25年度末	17万人（推計値）
平成26年度末	19万人（推計値）

勤労者財産形成給付金

平成24年度末	1,417件（26.5万人）
平成25年度末	1,374件（25.9万人）（推計値）
平成26年度末	1,324件（25.2万人）（推計値）

勤労者財産形成基金

平成24年度末	37件（0.8万人）
平成25年度末	34件（0.7万人）（推計値）
平成26年度末	32件（0.7万人）（推計値）

## ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の算定根拠は以下のとおり。適用数（加入者数）については過去の実績を基に回帰分析により、将来予測を行っている。

平成25年3月末時点の各制度の積立金額

①厚生年金基金（平成25年3月末）	: 28,889,200百万円
②確定給付企業年金（平成25年3月末）	: 50,025,900百万円
③確定拠出年金（平成25年3月末）	: 7,450,000百万円
④財形給付金（平成25年3月末）	: 42,757百万円
⑤財形基金（平成25年3月末）	: 405百万円
①・②：「企業年金の受託概況（信託協会、生保協会、J A共済連）」	
③～⑤：厚生労働省調べ	

①に課税対象額割合0.051%（※1）を掛けて、1.173%（国税：1%、地方税：0.173%）を掛ける。

②～⑤の合計に1.173%（国税：1%、地方税：0.173%）を掛ける。（※2）

※1 平成23年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。平成24年3月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。

※2 確定給付企業年金については、従業員拠出分は課税対象にはならないが、従業員拠出を認めている規約が全体の1%に満たないことから、積立金額全体に税率を掛けている。

## ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

企業年金制度と一般的な貯蓄の違いは、拠出時等の税制上の優遇措置にあり、当該措置を基に企業年金制度は成り立っている。法律により制度導入後の積立義務や受給権の保護を定めることはできるが、国民の老後の所得保障という観点から制度導入へのインセンティブを強化するという点からみると、強制加入ではない企業年金制度においては、税制上の措置が最も適した措置であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 (国税 23) (法人税:義) (地方税 17) (法人住民税:義)
2	要望の内容	企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	《創設年度》 平成 11 年度(2年間の課税凍結) 《過去の改正経緯》 平成 13 年度(課税凍結を2年間延長) 平成 15 年度(課税凍結を2年間延長) 平成 17 年度(課税凍結を3年間延長) 平成 20 年度(課税凍結を3年間延長) 平成 23 年度(課税凍結を3年間延長)
6	適用又は延長期間	(特別法人税を撤廃し)恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。 《政策目的の根拠》 &lt;確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)&gt; (目的) 第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>&lt;確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)&gt; (目的) 第一条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業年金等の運用時における課税を廃止し、適正な年金額の確保を図るとともに、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すこと。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数及び積立金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定が図られ、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展が見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>主な企業年金等の積立金額</p> <p>厚生年金基金(平成 25 年 3 月末) 288,892 億円 確定給付企業年金(平成 25 年 3 月末) 500,259 億円 確定拠出年金(平成 25 年 3 月末) 74,500 億円</p>
		② 減収額	<p>国 税: ▲5,753 億円(厚生労働省試算) 地方税: ▲995 億円(厚生労働省試算)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: -) 平成 11 年度から特例により特別法人税の課税が凍結されており、一時的に運用時における課税はなされていない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: -) 特別法人税を撤廃することにより、企業年金等の運用時における課税が主要国並に非課税となり、年金資産の維持・安定が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 設定困難) 現在凍結されている特別法人税が復活した場合、低金利の状況の中、企業年金等の積立金の元本自体が既存するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 設定困難) 企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等が図られる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>主要国においては、企業年金等の運用時には非課税が原則である。勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、特別法人税を撤廃する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	企業年金等の運用時における課税が廃止されることにより、勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定と適正な年金額の確保が図られるものであり、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（損害保険会社における異常危険準備金残高等）は、自然災害の影響等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「24年度の異常危険準備残高は4,074億円（含む有税902億円）」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 政策目的の位置付けは、保険業法第1条「この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」の目的規定に沿った同法第116条「保険会社は毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。」に基づくものである。  
 当該原子力保険と地震保険に係る異常危険準備金については、当該保険事故が発生した際にはその保険金支払額が膨大なものになることは東日本大震災の状況から見ても明らかであり、いつ起こるか予測できない将来の事故発生時のために、契約者から収受した保険料はできるだけ早期かつできるだけ多く積立てを行っていく必要があることは誰の目から見ても明らかである。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 原子力保険（昭和36年）及び地震保険（昭和41年）については、租特創設当初から恒久措置として、事後評価書7-①記載の政策目標達成のため異常危険準備金を積み立てており、保険内容が巨大リスクを担保するものであることから、積立の上限は設定されていない。原子力保険は毎期の収入保険料の50%を積み立てており、異常危険準備金残高（無税）は456億円（平成24年度）となっているが、原子力災害における原子力賠償責任法で定める賠償措置額1,200億円をみると十分な額とはいえない。  
 地震保険は、事後評価書2-②における方法により積み立てているが、東日本大震災等の影響もあり、異常危険準備金残高は3,172億円にとどまっている。現在の民間の責任限度額は、東日本大震災等の影響もあり、1地震当たり2,405億円となっているが、連続して巨大地震が発生する事態となれば残高は不十分である。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）  
 適切な測定指標を設定する必要があるとの指摘については、原子力保険、地震保険ともに保険業法、地震保険に関する法律にも当該保険契約が巨大リスクを担保するものであり、その発生確率も予測が容易でないこと等により異常危険準備金の上限額は定められていない。  
 このようなことから各年度における異常危険準備金残高以外に測定指標を設定することは困難であると考えられる。なお、外部要因（自然災害）の影響度について、地震保険は東日本大震災の影響で平成23年度の発生保険金は5,316億円となっており、事後評価書8-③記載の準備金残高を減少させるなど大きな影響を受けているが、原子力保険は、福島第一原子力発電所の事故が天災により免責となっているため影響を受けていない。  
 なお、他に考えられる測定指標として、1回の地震により支払われる民間保険会社の支払限度額に対する積立割合があり、その推移は、平成22年度末59%（7,067億円/11,987億円）、23年度末40%（2,891億円/7,244億円）、24年度末65%（3,172億円/4,880億円）となっている。

原子力保険については、上記②で記載のとおり、原子力災害における原子力賠償責任法で定める賠償措置額1,200億円（変動しない）に対する異常危険準備金（無税）は、平成22年度37%（446億円/1,200億円）、23年度末38%（457億円/1,200億円）、24年度38%（456億円/1,200億円）となっている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成23年度 租特透明化法に基づく適用件数（16件）、金額（633億円）
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 損害保険会社数は平成25年3月末時点で53社（国内30社、外国23社）であり、そのうち34社が適用社数である。また、過去の日本損害保険協会が把握している国内損保会社の適用状況（5年毎）は、平成9年度原子力31社、地震32社（加盟33社中）、14年度原子力20社、地震21社（加盟25社中）、19年度原子力17社、地震20社（加盟26社中）であることから、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことは明らかである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 減収額については、日本損害保険協会算定の減収額を記載しており、計算式等については別紙のとおりである。  
 「租特透明化法に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告」  
 措置名：原子力又は地震保険に係る異常危険準備金  
 根拠条文：57条の6、68条の56  
 適用件数：16件、適用総額：633億円  
 本調査の適用総額は、異常危険準備金（無税）の積立額であるため、法人税・法人住民税率を掛けると633億円×0.3（法人税）+633億円×0.3×0.2034（法人住民税）=228億円となり、日本損害保険協会算定の平成23年度減収額（別紙）と一致する。また、本調査は平成23年度のみ単年度調査であるが、下記⑩で記載のとおり東日本大震災発生により異常危険準備金を大幅に取り崩して益金算入したことによる増収額を考慮しておらず、定量的に正確な分析を行うために継続した適用総額の集計を行っている日本損害保険協会の計数を使用した。  
 なお、損保各社の課税状況から法人住民税実効税率（0.2034）を算定しているため、標準税率から算定している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の計数は使用していない。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
 政策目標の達成に向けた実現状況は上記②及び③で記載のとおりである。税収減額については、事後評価書8-②で記載のとおり過去3年間で約670億円（地震・原子力）であるが、東日本大震災発生により異常危険準備金を大幅に取り崩して益金に算入したことによる増収額は過去3年間で約2,477億円となっており、大幅に税収減が緩和されている。このため、損金算入による税収減は一時的であることから、税収減を是認する効果は十分に確認されている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

【金融09】

将来の予測が不可能な地震・原子力災害に際し、円滑かつ確実に保険金を支払うためには、無税による積立てを行うことによって支払原資を確保し、災害発生時に保険金支払いによって災害復興に寄与することとなる。単年度措置される補助金等の政策手段と比べて当該措置が最も適している。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他に当該政策目的達成のための保険会社への補助金等の支援措置や義務付けは無い。

別紙

日本損害保険協会算出

原子力保険・地震保険の異常危険準備金減収・増収額の推移

単位：億円

	原子力保険			地震保険			計	
	A	法人税	法人住民税	B	法人税	法人住民税	A+B	
減収額	22年度実績	△ 13	△ 11	△ 2	△ 241	△ 201	△ 40	△ 254
	23年度実績	△ 14	△ 12	△ 2	△ 214	△ 178	△ 36	△ 228
	24年度実績	△ 10	△ 9	△ 1	△ 178	△ 151	△ 27	△ 188
	3年間 計	△ 37	△ 32	△ 5	△ 633	△ 530	△ 103	△ 670

	原子力保険			地震保険			計	
	A	法人税	法人住民税	B	法人税	法人住民税	A+B	
増収額	22年度実績	8	7	1	641	533	108	649
	23年度実績	9	8	1	1,721	1,430	291	1,730
	24年度実績	11	10	1	87	74	13	98
	3年間 計	28	25	3	2,449	2,037	412	2,477

【減収・増収額の計算根拠】

損保協会加盟会社の各決算実績から、以下の減収・増収する所得額を計算。  
当該所得額に損保協会加盟会社の全社実効税率を乗じて「減収額」及び「増収額」を算出した。

- ・原子力保険  
減収所得額＝△無税繰入額  
増収所得額＝無税取崩額＋洗替額
- ・地震保険（10年洗替制度はない）  
減収所得額＝△無税繰入額  
増収所得額＝無税取崩額

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
2	租税特別措置等の内容	<p>損害保険会社が、各事業年度において、責任準備金の積み立てにあたり、原子力保険に係る原子力災害損失又は地震保険に係る地震災害損失に備えるために、当期の正味収入保険料を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立額を損金算入する。</p> <p>この準備金は、原子力災害損失又は地震災害損失が生じた場合には、当該損失の額を取り崩して益金に算入する。</p> <p>※積立限度額：                  ①原子力保険：当期の正味収入保険料の50%                  ②地震保険：保険業法の規定により積み立てる責任準備金から地震保険に係る資産の運用益相当額に次に掲げる異常危険準備金累積割合に応じた係数を乗じた金額を控除した金額                  ※異常危険準備金累積割合が25%以下の場合：10%、25%超50%以下の場合：20%、50%超75%以下の場合：50%、75%超100%以下の場合：70%、100%超の場合：100%</p> <p>※異常危険準備金累積割合：<math>\frac{\text{異常危険準備金累積額}}{\text{責任限度額}}</math></p>
3	担当当局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成25年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力保険 昭和36年度</li> <li>地震保険 昭和41年度</li> </ul>
6	適用期間	恒久
7	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生時期・規模の予測が困難な巨大災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払い原資（経営の健全性）を確保する必要がある。 《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎期決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。（保険業法第116条等）
		②：政策体系における政策目的の位置付け II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

8	有効性等	③：達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の異常危険準備金残高を確保することにより、金融サービスの利用者（保険契約者）が安心してそのサービスを利用できること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 損害保険会社における異常危険準備金残高等 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により損害保険会社の経営の健全性を確保し、原子力災害・地震災害においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる。																								
		①：適用数等 原子力保険：24法人（国内：15法人、外国9法人） 地震保険：13法人（国内11法人、外国2法人） （外国損保会社の取扱いは少額なため、税込減額、異常危険準備金に係る計数集計対象は国内損保会社のみとする。）																								
		②：減収額 本措置による税込減額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">原子力保険</th> <th colspan="2">地震保険</th> </tr> <tr> <th>国税</th> <th>地方税</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>▲11億円 (7億円)</td> <td>▲2億円 (1億円)</td> <td>▲201億円 (533億円)</td> <td>▲40億円 (108億円)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>▲12億円 (8億円)</td> <td>▲2億円 (1億円)</td> <td>▲178億円 (1,430億円)</td> <td>▲36億円 (291億円)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>▲9億円 (10億円)</td> <td>▲1億円 (1億円)</td> <td>▲151億円 (74億円)</td> <td>▲27億円 (13億円)</td> </tr> </tbody> </table> ※カッコ内は益金算入における税込増額	年度	原子力保険		地震保険		国税	地方税	国税	地方税	平成22年度	▲11億円 (7億円)	▲2億円 (1億円)	▲201億円 (533億円)	▲40億円 (108億円)	平成23年度	▲12億円 (8億円)	▲2億円 (1億円)	▲178億円 (1,430億円)	▲36億円 (291億円)	平成24年度	▲9億円 (10億円)	▲1億円 (1億円)	▲151億円 (74億円)	▲27億円 (13億円)
年度	原子力保険			地震保険																						
	国税	地方税	国税	地方税																						
平成22年度	▲11億円 (7億円)	▲2億円 (1億円)	▲201億円 (533億円)	▲40億円 (108億円)																						
平成23年度	▲12億円 (8億円)	▲2億円 (1億円)	▲178億円 (1,430億円)	▲36億円 (291億円)																						
平成24年度	▲9億円 (10億円)	▲1億円 (1億円)	▲151億円 (74億円)	▲27億円 (13億円)																						
	③：効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成24年度） 正味支払保険金 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子力保険</th> <th>地震保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2億円</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>4億円</td> <td>6,938億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>4億円</td> <td>316億円</td> </tr> </tbody> </table> 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成24年度） 原子力保険については、直近で大きな支払実績はないものの（注）、地震保険同様、1事故についての支払いが巨額となる可能性があるため、他の損害保険の異常危険準備金とは異なった大幅な積立を認める必要がある。 地震保険については、22年度の異常危険準備金残高が8,570億円（含む有税1,503億円）となっていたが、東日本大震災に関する取崩等により、24年度の異常危険準備金残高は4,074億円（含む有税902億円）となっている。 （注）福島第1原子力発電所の事故は天災による事故であったことから免責されている。 異常危険準備金残高（無税） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原子力保険</th> <th>地震保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>446億円</td> <td>7,067億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>457億円</td> <td>2,891億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>456億円</td> <td>3,172億円</td> </tr> </tbody> </table>		原子力保険	地震保険	平成22年度	2億円	10億円	平成23年度	4億円	6,938億円	平成24年度	4億円	316億円		原子力保険	地震保険	平成22年度	446億円	7,067億円	平成23年度	457億円	2,891億円	平成24年度	456億円	3,172億円
			原子力保険	地震保険																						
		平成22年度	2億円	10億円																						
平成23年度	4億円	6,938億円																								
平成24年度	4億円	316億円																								
	原子力保険	地震保険																								
平成22年度	446億円	7,067億円																								
平成23年度	457億円	2,891億円																								
平成24年度	456億円	3,172億円																								

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>原子力保険は、24年度の正味収入保険料が55億円であるが、それだけでは一旦原子力事故が発生した際には、十分な支払いができないことは明らかであり、民間保険会社が同保険の引き受けを行うために、異常危険準備金制度は必須の制度と考えられる。</p> <p>地震保険についても、異常危険準備金を積み立てることにより、平成22年度の東日本大震災等の巨大災害が発生した際にも地震保険金支払が円滑かつ確実に行われており、準備金積立時における一定的な税収減を上回る大きな効果があった。</p> <p>なお、巨大災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年経過した原子力保険の異常危険準備金は益金に算入されることから、長い期間で見ると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑かつ確実に家計や一般企業等に支払うことは、巨大災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>原子力保険・地震保険の異常危険準備金の積立額について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立にかかる最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>全国各地で生じる災害に対し、被災地での生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—



